

投資家の投資判断に資する企業の環境情報の提供について

1. H20地球温暖化対策推進法改正

附則第3条第1項

政府は、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民等に対する当該事業活動を行う事業者による提供の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

2. 自民党地球環境対策推進本部中間報告(平成20年6月11日)

・投資家が内在する炭素コストを踏まえて的確な投資判断ができるよう、地球温暖化対策推進法に基づき公表されるCO2排出量の算定結果や対策の実施状況について、有価証券報告書上でも公表を義務付ける。(< 議員立法 >)

3. 低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月閣議決定)

・事業活動における二酸化炭素換算をした温室効果ガスの排出量・削減量の情報開示を行う炭素会計については、企業による環境情報開示の一環として、2008年度中にその実施方法やルールの検討を行い、一定の検討結果を公表する。